

令和8年度 総合評価落札方式について

徳島県 県土整備部 建設管理課

公共工事の品質確保の推進

制定 品確法制定

2005年(平成17年)

- 公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）【4月施行】
- 公共工事の品質確保の推進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針【8月閣議決定】

経済性に配慮しつつ、価格以外の多様な要素も考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることが重要

⇒徳島県では、公共工事の品質確保の取組の一つとして、総合評価落札方式の運用を開始（H17一部試行、H18～本格運用）

改正 品確法改正（担い手3法）

2014年(平成26年)

目的を品質確保に加え「中長期的な担い手の確保・育成」に拡大。
※担い手3法：品確法・建設業法・入契法

改正 品確法改正（新・担い手3法）

2019年(令和元年)

「働き方改革の推進」、「生産性の向上」、「災害時の緊急対応力強化」や「調査・設計の品質確保」を規定。

改正 品確法改正（第三次・担い手3法）

2024年(令和6年)

「担い手確保」、「生産性の向上」、「地域の建設業維持・災害対応力強化」

◎ 令和6年（2024年）改正のポイント

1. 担い手確保(処遇改善・価格転嫁・働き方改革)

- ・ 休日確保の推進
- ・ 処遇改善の推進
- ・ 担い手確保のための環境整備

2. 生産性の向上

- ・ ICT（データの活用・引継ぎ）
- ・ 新技術の活用、脱炭素化の促進

3. 地域における対応力強化(地域建設業の維持・公共発注体制強化)

- ・ 適切な入札条件等での発注の推進
- ・ 災害対応力の強化
- ・ 発注担当職員の育成
- ・ 広域的な維持管理

総合評価落札方式の仕組み

総合評価落札方式とは、「価格」と「価格以外の要素（技術力）」を総合的に評価し、落札者を決定する方式

$$\text{評価値} = \frac{100 + \text{加算点}}{\text{入札価格 (億円)}}$$

✓ **基礎点（100点）**

入札参加要件を満たす者に、一律で付与

★ **加算点（技術力等）**

$$\text{加算点} = \frac{\text{「評価項目」の得点合計}}{\text{「評価項目」の配点合計}} \times (\text{加算点の満点})$$

※加算点は、小数第1位（小数第2位四捨五入）止め

※入札価格は、小数第5位（小数第6位切り上げ）止め

※評価値は、小数第3位（小数第4位四捨五入）止め

型式						
施工能力 審査型	企業の 施工能力	配置予定 技術者	地域 貢献度	地域 精通度	15点	※試行工事は10点
簡易型A	企業の 施工能力	配置予定 技術者	地域 貢献度	地域 精通度	+	簡易な 施工計画 20点
簡易型B/ 標準型	企業の 施工能力	配置予定 技術者	地域 貢献度	地域 精通度	+	簡易な 施工計画 + 技術提案 (標準型) 30点

対象工事と4つの型式

工事の規模や技術的な難易度に応じて、主に以下の型式が選定されます。



施工能力審査型

【原則 7千万円未満】

※当面2億円

施工計画を求めず、過去の工事成績など**定量化された項目のみ**で評価します。



簡易型

【5億円未満】

定量化項目に加え、特定のテーマに沿った**簡易な施工計画**も総合して評価します。

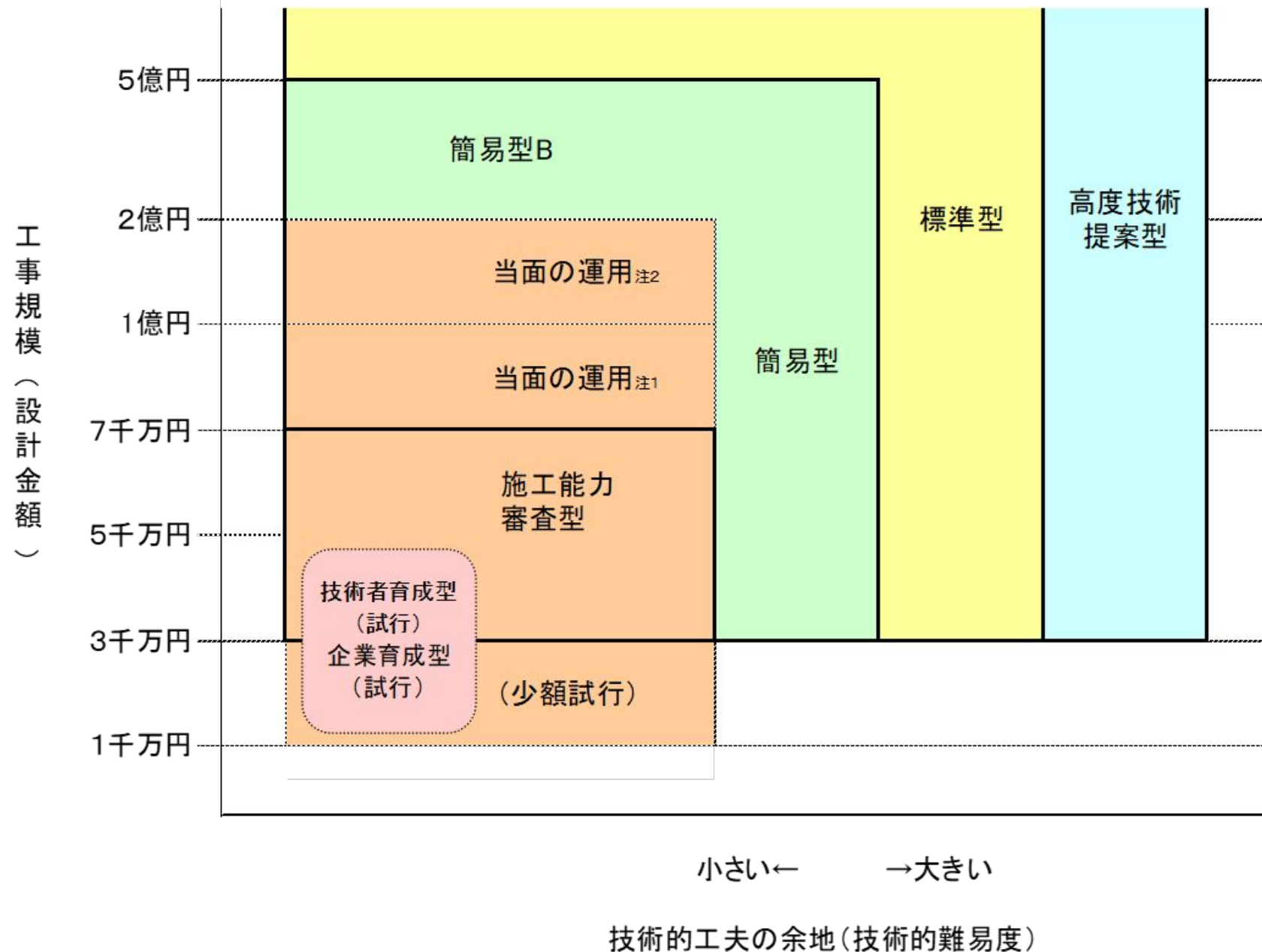


標準型・ 高度技術提案型

【技術的課題が大】

技術的な工夫など、民間企業の**優れた技術提案**を求めて評価する仕組みです。

総合評価落札方式の型式別適用イメージ図<当面の運用含>



総合評価落札方式の実施方針等



総合評価落札方式の実施方針

- 徳島県が発注する**建設工事**における建設企業の技術力等と入札価格とを総合的に評価する総合評価落札方式の実施方針



評価項目及び評価基準

- 対象工事の規模及び技術的な特性に応じて選定した型式ごとに建設企業の技術力等を評価する評価項目と、項目ごとの評価基準を設定



入札公告 (個別案件ごと)

- **入札公告・共通事項:** 入札手続きに関する事項、入札参加資格など
- **総合評価に関する事項:** 評価項目、配点など
- **入札参加者提出様式:**
 - 入札参加資格確認票
 - 関係者辞退届出書 (該当の場合)
 - 加算点等算出資料申請書

徳島県HP掲載

PPI掲載

令和8年度の主な制度改正

令和8年5月1日以降、働き方改革や技術力の適正な評価のため、大きく3分野が変更されます。

働き方改革と生産性向上（WLB・ICT）

「くるみん」等の**ワークライフバランス（WLB）認定**取得企業への評価加点の新設や、ICT施工プロセスを自社で完結する**「内製化チャレンジ型」**を**新設**するとともに生産性向上の取組の配点を見直します。

企業の育成や入札参加意欲の更なる向上

原則、**設計金額5千万円未満の工事**で「企業育成型」の試行や、工事成績の**請負金額**による**補正係数 β** を**廃止**し、企業の育成や入札参加意欲の更なる向上を図ります。

不履行に対するペナルティの厳正化

入札時の提案内容等を履行しなかった場合、**口頭注意（－5点）**又は**文書注意（－8点）**とし、工事成績の減点対象とします（発注者の責による場合を除く）。

企業の施工能力の評価項目 ※施工能力審査型

評価項目	ポイント	配点
工事成績	原則、過去10か年度の工事成績評定点（最大3件、企業育成型は1件）。 ※請負金額の補正係数廃止。 R8.5 改定	15点
建設業BCP	「徳島県建設業BCP認定制度」等による認定の有効期間内にあること。	3点
登録基幹技能者	・ 自社又は主たる営業所が県内にある下請企業の登録基幹技能者 ・ 下請企業に所属する県内在住の登録基幹技能者	2点
ISO等	ISO9001、ISO14001、エコアクション21のいずれかを取得していること。	5点
ワークライフバランス	ワークライフバランスの認定等のいずれかを取得していること。 R8.5 改定	2点
生産性向上の取組 （ICT施工プロセス等）	生産性向上の取組を評価。 ※土木一式工事、舗装工事のICT活用工事に適用。 R8.5 改定	5点
手持ち工事数	同種工事の手持ち件数が少ない（0件等）企業を評価。 ※建築等、一定金額以上の工事に適用。	20点 又は 30点
優良工事等表彰	前年度の優良工事表彰等の受賞状況（知事賞、または部長賞）。 受賞した工事の種類と同じ発注工事に限る。	5点

企業の施工能力（工事成績）※施工能力審査型

	通常工事	企業育成型（試行）	技術者育成型（試行）
評価対象件数	3件まで申告	1件で評価	3件まで申告
工事成績評価の算出式	$\Sigma (Y_n - 65) \times 15/45$ 評価は整数（少数第1位を四捨五入） <15点を上限とする>	工事成績評定点－65 <15点を上限とする>	$\Sigma (Y_n - 65) \times 15/45$ 評価は整数（少数第1位を四捨五入） <15点を上限とする>
R 8 改定	補正係数 β を廃止 （改定前） $\Sigma \{ (Y_n - 65) \times \beta_n \} \times 15/67.5$	原則、設計金額5千万円未満の工事 で試行 （改定前）一部工事で試行	—

- ・ 原則、過去10か年度及び当該年度の入札公告日までに成績通知されたもの
- ・ 徳島県又は国の行政機関が定める工事成績評定要領等に基づき通知されたもの
（ただし、建築一式工事、電気工事、管工事（電気工事、管工事は建築にかかるものに限る）は、
国の「工事成績評定相互利用対象工事」を含む）
- ・ 工事の種類が「『総合評価に関する事項』に係る留意事項等」に記載された建設工事の種類に限る
- ・ 特定建設工事共同企業体としての工事成績評定点は、その構成員として出資比率が20%以上であれば有効

企業の施工能力（ワークライフバランス・生産性向上）

ワークライフバランス

建設産業の働きやすい環境を整備し、人材の確保・定着につなげる企業を評価します。

新設

以下のいずれかの認定等を取得

「くるみん」「えるぼし」「ユースエール」
「徳島県はぐくみ支援企業」

加点 2点



生産性向上の取組 (ICT施工プロセス等)

自社での3次元データ作成等、デジタル技術のノウハウ蓄積を評価します。

新設

発注者指定型（内製化チャレンジ型）

対象：土工量1,000m³以上かつ

設計金額5,000万円以上

- ・ICT施工プロセスの①②④⑤を内製化：5点
 - ・ICT施工プロセスの②④⑤を内製化：3点
- ※ICT施工プロセス②④⑤の実施は必須

改定

受注者希望型

- ・ICT施工プロセスの全て又は一部（簡易型）を実施：5点（改定前：2点）
- ・上記を除く生産性向上に資するICT活用工事を実施：3点（改定前：1点）

企業の施工能力（手持ち工事数）

🔧 手持ち工事数とは

- 「手持ち工事数」とは、徳島県が発注した対象工事について、受注した工事の「**手持ち工事数措置期間**」に、新たに行う入札の**入札参加資格審査申請書等の提出期限**が含まれる工事の受注件数をいう。
- 手持ち工事数措置期間は、入札公告（総合評価に関する事項）に記載。期間内に工事しゅん工承認を通知した場合は、当該通知日まで。
- 特定建設工事共同企業体での共同施工方式により受注した工事は、**全ての構成員の手持ち工事**と見なす（令和7年4月1日以降の契約から）

🔌 対象工事

- ・設計金額が3,000万円以上の建築一式工事
 - ・設計金額が4,000万円以上の電気工事
 - ・設計金額が3,000万円以上の管工事
（給排水、給湯、衛生、ガス又は浄化槽設備の工事をいう）
※電気工事及び管工事は建築に係るものに限る
- 同種工事の手持ち工事数が0件の場合に評価
- ・建築一式工事：30点
 - ・電気工事：20点
 - ・管工事：20点

企業の施工能力（表彰）

1	知事賞の受賞	5点
2	部長賞の受賞	2点
3	上記以外	0点

前年度の優良工事表彰等の受賞状況

- 優良工事表彰
- 優良下請工事表彰

- 特定建設工事共同企業体での表彰は、
加算点を出資比率に応じて構成企業に按分する
(小数第1位を四捨五入)
- 受賞した工事の種類と同じ発注工事に限る
- 受賞した部に関する発注工事に限る
- 評価は、いずれか一つの表彰に限る
- ICT活用工事部門での表彰は、ICT活用工事の場合に限り評価の対象とする

配置予定技術者の施工能力の評価項目

※施工能力審査型

評価項目	ポイント	配点
資格保有状況	資格に応じて段階的に評価。	5 点
CPD（継続学習）	有効取得単位数が50単位以上（5点）、30単位以上（3点）。	5 点
工事成績	担当した工事の成績評定点。 ※45歳未満は対象期間を「過去15か年度」に拡大し評価します。 若手支援	15 点
優良建設技術者表彰	前年度の知事賞（3点）、部長賞（1点）受賞者を配置予定技術者とする場合。	3 点

技術者育成型試行工事の場合：

工事成績の評価において、若手技術者（最大15点）、女性技術者（+2点）、UIJターン技術者（+2点）への加算があります。

配置予定技術者の施工能力



注意

- ・ 配置予定技術者は、**最大3名**まで申請可能
- ・ 複数名申請した場合、**加算点の最も低い者**の評価を採用
- ・ **雇用期間が1年**となるまで、評価の対象とならない
- ・ 加算点申請書は、入札参加資格の確認も兼ねる。入札参加資格が確認できない場合は**無効**

氏 名	(											)			
雇用期間	(1)	☐	入札参加資格のみを満たす（3か月以上1年未満，又は1年未満）												
	(2)	☐	入札参加資格及び評価対象期間を満たす（1年以上）												
年 齢	歳 ※入札公告日時点の満年齢														
性 別	(1)	☐	男性				(2)	☐	女性						
U I J ターン	☐	前年度又は前々年度に県外から県内に住所変更した新規雇用の技術者である													
C P D	平成27年度から入札公告日までの取得単位数 （													） ユニット	
保有資格	(1)	☐	土木施工管理技士		(	☐	1 級		☐	1 級技士補		☐	2 級		)
		☐	建設機械施工（管理）技士		(	☐	1 級		☐	1 級技士補		☐	2 級		)
	(2)	☐	その他（												)
実務経験	学歴（											），実務経験（			）年以上

※ 1 級技士補を✓する場合には、参加資格確認のため、保有する主任技術者の資格も記載

配置予定技術者の施工能力（保有資格） ※土木一式工事の例

資格保有状況を6段階評価（標準）

1	技術士（建設部門等）又は1級土木施工管理技士	5点
2	1級土木施工管理技士補	4点
3	1級建設機械施工（管理）技士又は2級土木施工管理技士	3点
4	1級建設機械施工管理技士補	2点
5	2級建設機械施工（管理）技士	1点
6	上記以外	0点

土木一式工事の場合の入札参加資格の必須条件（徳島県土木工事共通仕様書より）

[当初設計金額が **4, 500万円以上**]

実務経験ではダメ

- ① 1級若しくは2級の土木施工管理技士、建設機械施工（管理）技士
- ② 技術士（建設部門、農業部門「農業農村工学」、水産部門「水産土木」、森林部門「森林土木」又は総合技術監理部門（建設、農業「農業農村工学」、水産「水産土木」、森林「森林土木」））
- ③ 監理技術者資格証の交付を受けている者

[当初設計金額が **9, 000万円以上**]

国家資格は1級

- ① 1級の土木施工管理技士、建設機械施工（管理）技士
- ② 技術士（上記と同じ）
- ③ 監理技術者資格証の交付を受けている者

配置予定技術者の施工能力（CPD）

取得単位数を3段階評価

1	有効取得単位数が50ユニット以上	5点
2	有効取得単位数が30ユニット以上	3点
3	上記以外	0点

- 土木一式工事、建築一式工事に適用
- 「**建設系CPD協議会**」の各団体における取得単位数の合計で評価
- 原則、過去5か年度及び当該年度の入札公告日まで有効
⇒「**過去7か年度**及び当該年度の入札公告日まで」に拡大運用（**新型コロナ対応**）
- 前年度に取得単位がないものは評価しない
⇒「**前年度又は前々年度の単位の取得状況は考慮しない**」に拡大運用（**新型コロナ対応**）
- 社内研修は認めない

【建設系CPD協議会】

（公社）空気調和・衛生工学会、（一財）建設業振興基金、（一社）建設コンサルタンツ協会、（一社）交通工学会、（公社）地盤工学会、（公社）森林・自然環境技術教育研究センター、（公社）全国上下水道コンサルタント協会、（一社）全国測量設計業協会連合会、（一社）全国土木施工管理技士会連合会、（一社）全日本建設技術協会、土質・地質技術者生涯学習協議会（事務局：（一社）全国地質調査業協会連合会）、（公社）土木学会、（一社）日本環境アセスメント協会、（公社）日本技術士会、（公社）日本建築士会連合会、（公社）日本コンクリート工学会、（公社）日本造園学会、（公社）日本都市計画学会、（公社）農業農村工学会

配置予定技術者の施工能力（工事成績）

評価期間の加算を行う場合に記載

※加算申請の詳細は、徳島県電子入札ホームページに掲出している「出産・育児等に配慮した技術者評価の実施要領」に記載

45歳未満の場合には年齢(1)を✓し、過去15年度の工事成績の実績を記載

評価期間加算申請年数 () 年間	
年 齢	(1) ☐ 45歳未満 (2) ☐ 45歳以上 ※入札公告日時点の満年齢
工事 1	工 事 名 ()
	発注機関 (1) ☐ 徳島県 (2) ☐ 国土交通省 (3) ☐ その他 ()
	従事役職 (1) ☐ (特例)監理技術者 (2) ☐ 監理技術者補佐 (3) ☐ 主任技術者 (4) ☐ 現場代理人 (5) ☐ 担当技術者
	成績通知日 平成 年 月 日
	請負代金額 ￥
	工事成績 評定点 () 点

- 元号は「平成」又は「令和」を選択

国土交通省以外の国の行政機関の場合は、(3)を✓し、発注機関名を具体的に記載

配置予定技術者の施工能力（工事成績）※施工能力審査型

	通常工事	企業育成型（試行）	技術者育成型（試行）
評価対象件数	3件まで申告	1件で評価	3件まで申告
工事成績評価の算出式	$\Sigma (Y_n - 65) \times 15/45$ 評価は整数（少数第1位を四捨五入） <15点を上限とする>	工事成績評定点－65 <15点を上限とする>	$\Sigma (Y_n - 65) \times 15/45 + (\text{技術者加算})$ 評価は整数（少数第1位を四捨五入） <15点を上限とする>
R 8 改定	補正係数 β を廃止 (改定前) $\Sigma [(Y_n - 65) \times \beta_n] \times 15/67.5$	原則、設計金額5千万円未満の工事で試行	—

- 原則、過去10か年度及び当該年度の入札公告日までに成績通知されたもの
ただし、入札公告日時点で45歳未満の場合は、過去15か年度及び当該年度の入札公告日までに成績通知されたもの
- 徳島県又は国の行政機関が定める工事成績評定要領等に基づき通知されたもの
(ただし、建築一式工事、電気工事、管工事（電気工事、管工事は建築にかかるものに限る）は、国の「工事成績評定相互利用対象工事」を含む）
- 工事の種類が「『総合評価に関する事項』に係る留意事項等」に記載された建設工事の種類に限る
- 特定建設工事共同企業体としての工事成績評定点は、その構成員として出資比率が20%以上であれば有効

地域貢献度・地域精通度の評価項目

※施工能力審査型

評価項目	ポイント	配点
地域防災力（協定等）	・災害時支援協定（5点） ・広域的な相互支援協定（3点） ・道路啓開（5点） ・家畜伝染病支援協定（最大5点） ・応急工事に関する協定等（5点）	5点又は3点
地域防災力 （機械保有状況）	バックホウ等の保有状況（長期リース含む）。 ※原則、土木一式工事、解体工事に適用。	5点
県内企業活用	・全ての一次下請契約を県内企業とする（5点） ・指定資材を全て県内産とする（2点）	5点 2点
地域精通度	主たる営業所の所在を評価。	10～20点

地域防災力（協定等）

災害時支援協定

- 国、地方公共団体、特殊法人等との防災協定が対象
※特殊法人等とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条第1項で定めるもの
- 入札公告日に締結しているもの
- 徳島県内の公共土木施設のみを対象としたもの
- 事実上の請負契約や期間委託契約とみなされないもの

5点

広域的な災害時相互支援協定

- 県と災害時支援協定を締結するとともに、他の都道府県の団体と相互支援協定を締結
- 土木一式工事、建築一式工事、解体工事に適用
- 入札公告日に締結しているもの
- 県との協定が事実上の請負契約や期間委託契約とみなされないもの

3点

家畜伝染病支援協定

- 土木一式工事、建築一式工事に適用
- 研修は、原則、過去2か年度及び当該年度の入札公告日までの参加実績

5点

大規模災害発生時の道路啓開に関する協定

- 土木一式工事に適用
- 協定により、県内の道路啓開作業に従事する者を評価

5点

応急工事に関する協定（覚書）等

- 過疎地域における土木一式工事に適用
- 旧50市町村（平成16年9月末時点）単位で協定等に基づき、路線管理を行う者を評価

5点

地域防災力（建設機械の保有状況）

土木一式工事

1	バックホウとトラクタショベルをあわせて3台以上保有	5点
2	バックホウとトラクタショベルをあわせて2台保有	3点
3	上記以外	0点

- バケット容量(山積m3)
バックホウ 0.1m3以上
トラクタショベル 0.4m3以上
- 入札公告日に自社保有、かつ、契約後に保有・稼働状況を確認できるもの
- 次のいずれかは自社保有と見なす
 - ・入札公告日時点で、長期リース(1年以上)の実績がある
 - ・開札日から2年以上のリース期間がある

5点

解体工事

1	バックホウとコンクリート圧砕機又は鉄骨切断機の組合せで3組以上保有	5点
2	バックホウとコンクリート圧砕機又は鉄骨切断機の組合せで2組以上保有	3点
3	上記以外	0点

- 解体用機械は、規格を問わないが、労働安全衛生法第45条に基づく、特定自主検査を実施しているもの
- 入札公告日に自社保有、かつ、契約後に保有・稼働状況を確認できるもの
- 次のいずれかは自社保有と見なす
 - ・入札公告日時点で、長期リース（1年以上）の実績がある
 - ・開札日から2年以上のリース期間がある

5点

地域貢献度（県内企業の活用）

県内下請け

1	全ての一次下請契約を県内企業と締結する計画を提出又は全て自社施工を行う計画を提出（ただし、〇〇工を除く）	5点
2	上記以外	0点

5点

県内産資材

1	指定資材の全てを県内産資材を活用する計画を提出	2点
2	上記以外	0点

2点

○県内下請は、建設業法上の下請契約をさす資材等の運搬、警備（交通整理員）、リース契約などは対象とならない

※県の方針として、「県内企業の優先選定」や「県内産資材の原則使用」としている仮設材や警備会社等においても、県内企業の活用をお願いしたい

地域精通度

主たる営業所の所在(1)

1	同じ地域内に主たる営業所がある	10点
2	上記以外	0点

主たる営業所の所在(2)

1	主たる営業所が〇〇県土整備事務所(支所)管内にある	15点
2	主たる営業所が〇〇県土整備事務所(支所)管内にある	5点
3	上記以外	0点

主たる営業所の所在(3)

1	徳島県内に主たる営業所がある	15点
2	徳島県内に営業所がある	5点
3	上記以外	0点

主たる営業所の所在(4)

1	主たる営業所が〇〇地区内にある	20点
2	上記以外	0点

主たる営業所の所在(5)

1	主たる営業所が〇〇県土整備事務所管内にある	10点
2	上記以外	0点

○ (4) は、下記工事で適用

- ・設計金額が7,000万円以上の建築一式工事
- ・設計金額が4,000万円以上の電気工事
- ・設計金額が3,000万円以上の管工事
(給排水、給湯、衛生、ガス又は浄化槽設備の工事をいう)
※電気工事及び管工事は建築にかかるものに限る

○ (5) は、橋梁塗装工事に限る

低価格入札への減点措置等

R7.10改定

▲ ダンピング対策の強化

低入札価格調査基準価格を下回った入札に対しては、減点措置を設けています。

減点措置（累積適用）

調査基準価格を下回った**応札**
（当該入札に限る）

-20点

調査基準価格を下回った**落札**

-20点

※次回以降の入札で適用

※減点措置の対象となる期間は入札公告（総合評価に関する事項）に記載。（最大1年間）

※開札日が減点措置の期間中にある者が減点。

※建設工事の種類が同一である徳島県発注工事において**全部局で適用**されます。

■ 低入札価格調査制度

低入札価格調査基準価格を下回る入札が行われた場合、**落札候補者**に対して契約内容に適合した履行がなされるか否かを判断するための調査を実施

■ 失格基準

低入札価格調査基準価格を下回る入札を行った者で、失格基準に抵触した場合は、当該入札を失格

- ・ 入札価格が失格基準価格を下回る場合
- ・ 数値的判断基準を満たさない場合
- ・ 実施要綱第6条の2に基づき、低入札調査をあらかじめ辞退している場合

■ 低入札契約への措置

- ・ 契約保証金の増額（請負代金額の10分の3以上）
- ・ 違約金の増額（請負代金額の10分の3）
- ・ 低入札技術者の専任配置
- ・ 前金払いの額の制限（請負代金額の10分の2以内）
- ・ 下請代金の支払い状況等について報告
- ・ **建設工事の種類が同じ総合評価落札方式の次回以降の入札において減点**

評価結果の履行確保

R8.5 改定

■ 提案内容等の不履行時の扱い

入札時に提出した提案内容等（県内企業活用など）は、契約後の**履行義務**が生じます。

発注者の責による場合を除き、履行されなかった場合は**工事成績評定の減点対象**となります。

口頭注意

減点 -5点

文書注意

減点 -8点

○施工計画（技術提案）

※簡易型（標準型、高度技術提案型）

○配置予定技術者

○登録基幹技能者

○生産性向上に資する取組

○県内企業活用（県内下請、県内産資材）

配置予定技術者の履行確保

👤 技術者の途中交代は不可

配置予定技術者を工事途中で交代させることは
原則として認められません。（真にやむを得ない
場合に限る）

交代要件

○特殊事情による交代

○その他

- ・工場製作期間を含む工事で、工場から現地へ工事現場が移行する時点での交代
※**申請書において、工場製作期間の配置予定技術者を提出した場合**に限る。
- ・ダム、トンネル等の大規模な工事等で、一つの契約工期が多年に及ぶ交代
※**工期が2年以上の工事で、主任技術者等として1年以上継続して専任した場合。**

📄 特殊事情とは

①死亡

②入院等（傷病等による入院、妊娠、出産、育児及び介護等）

- ・概ね15日以上連続して業務の執行が不可能
- ・技術者の現場不在期間の長短にかかわらず、発注者と受注者との協議により全体工期に影響がないと判断できる場合は、交代を認めない。（必要により一時中止）

③退職

④工期延伸

- ・天災等の不可抗力、又は受注者の責めに帰すことができない事由によるもの

配置予定技術者の途中交代の取扱い【契約前】

※ 配置予定技術者の申請が1名の場合

入札公告

①

- ① 入札公告から入札参加資格審査申請書提出締切までの間
交代は可能（提出締切日時までに申請書を再提出する）

提出締切

②

- ② 入札参加資格審査申請書提出締切から入札までの間
認められない【辞退】 ※辞退申請書の提出がない場合は「欠席」として扱う

入札

③

- ③ 入札から開札までの間
認められない【無効】

開札

④

- ④ 開札から落札決定までの間
認められない【失格】 ⇒落札決定の前後で取扱いが大きく異なるため、
落札決定通知の後、速やかに入札執行機関への連絡が必要

落札決定

⑤

- ⑤ 落札決定から契約締結までの間
- (1) 死亡、入院等及び工期延伸の場合（罰則は課さない）
 - イ 同等以上の資格及び評価点を有している者を配置できる場合 … **契約できる**
 - ロ 同等以上の資格及び評価点を有している者を配置できない場合 … **契約できない**
 - (2) 退職の場合（罰則は課さない） … **契約できない**

契約

配置予定技術者の途中交代の取扱い【契約後】

(1) 死亡、入院等及び工期延伸の場合

イ 同等以上の資格及び評価点を有する者を配置できる場合 … **契約継続**

※「同等以上の資格」：入札公告において「入札に参加する者に必要な資格」として求めている技術者要件

ロ 同等以上の資格はあるが、開札時点での評価点が低い場合 … **契約継続**

・ **口頭注意**又は**文書注意**とし、工事成績評定点を減点する

※受注者が**WLBの認定等**をうけており、配置予定技術者が**養育する子の育児休業**を取得するため途中交代する場合は、**措置の対象外**。ただし、工事完了前に復帰する場合は当該工事の配置技術者として復帰。

ハ 同等以上の資格を有する者（有資格者）を配置できない場合

1か月以内に有資格者を雇用できる見込みがある場合 … 上記のロと同様

1か月以内に有資格者を雇用できる見込みがない場合 … **契約終了**（出来高部分等は精算）

(2) 退職の場合

イ 同等以上の資格及び評価点を有する者を配置できる場合 … **契約継続**

※「同等以上の資格」：入札公告において「入札に参加する者に必要な資格」として求めている技術者要件

ロ 同等以上の資格はあるが、開札時点での同等以上の評価を有しない場合 … **契約継続**

・ **口頭注意**又は**文書注意**とし、工事成績評定点を減点する

ハ 同等以上の資格を有する者を配置できない場合 … **契約解除**（出来高部分等は精算）

・ **入札参加資格停止**

・ 違約金の徴収（請負代金額の10分の1、低入札の場合などは10分の3に相当する額）

その他の入札・契約制度の改正等

工事費内訳書

R8.4適用

建設現場で働く労働者の処遇改善を図るため、落札候補者だけでなく「**すべての入札参加者**」に対し、**材料費等を明記した工事費内訳書**の提出を義務化。

労務費ダンピング調査

R8.4適用

労務費ダンピングを防止するため、**設計金額5,000万円以上**の工事において、必要に応じて調査を実施。

コミットメント制度

R8.5適用

請負契約において、労務費・賃金の適正な支払いやその情報開示への合意に関する条項を設け、発注者が受注者の労務費・賃金支払の状況等を確認できる制度を導入

同一入札における参加制限

R8.4適用

競争の公正性を確保するため、資本関係または人的関係等のある者同士の同一入札への参加を制限。

提出書類の簡素化

R8.4適用

事務負担軽減を図るため、落札候補者となった際の「**総合評定値通知書の写し**」の提出を不要とする。